情報処理技術者試験業務について (官民競争入札等監理委員会ヒアリング用資料)

平成18年10月16日経済産業省情報処理振興課

ア 制度・業務の現状

業務の概要(別紙1参照)

- ・業務の目的
 - ▶ 情報処理に関する業務を行う者の技術の向上に資すること(情報処理 の促進に関する法律(昭和45年法律第90号)第7条第1項)。
- ・業務の概要及び具体的実施方法
 - ➤ 経済産業大臣が試験の実施主体であるが、実施に関する事務は独立行政法人情報処理推進機構(IPA)に行わせている(情報処理の促進に関する法律第7条第1項、第2項)。
 - ▶ IPAは自前の試験会場を持たず、民間の試験会場(大学等)を借用 し(全国約300ヶ所程度) 春・秋の年2回、試験を実施(全14区 分のうち、3区分は年2回、11区分は年1回実施)
 - > 試験案内や願書受付、試験会場の運営等、主要な業務の相当部分を民間に委託。
 - ▶ 試験問題の作成及び採点は、IPAから委嘱を受けた民間人(平成18年10月1日現在計378名)が実施。
- ・業務実施フローと実施主体(別紙2)

[参照条文]

情報処理の促進に関する法律

- 第七条 経済産業大臣は、情報処理に関する業務を行う者の技術の向上に資するため、 情報処理に関して必要な知識及び技能について情報処理技術者試験を行う。
- 2 経済産業大臣は、独立行政法人情報処理推進機構に、情報処理技術者試験の実施に 関する事務(以下「試験事務」という。)を行わせることができる。

3~9 (略)

業務実施に当たっての全体の組織体系(別紙3)

業務量に関する指標の実績

(人、千円)

714370 - 17-77 - 0 H 10			(,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
	15年度	16年度	17年度
応募者数	772,334	699,928	664,014
うち受験者数	507,544	461,629	435,305
事業費	4,197,152	3,457,176	3,222,121

注:試験事務は平成16年1月に(財)日本情報処理開発協会から(独)情報処理推進機構に移管され たことから、15年度は両団体の合計となっている。

<u>イ 公共サービス改革法に基づく官民競争入札等の対象とすることについての所</u> 見及び措置の概要

(ア) 基本的認識

- ▶ 情報処理技術者の適正な育成のためには、特定の企業、機種等に依存しない中立かつ広範な情報スキルの習得を目的とした試験を行うことが必要であり、この点で現行の情報処理技術者試験に代わりうる民間試験は存在しない。従って、情報処理技術者試験は、引き続き国家試験として実施することが適切である。
- ▶ 試験業務に従事するIPA職員の人件費や諸管理費等、試験業務に係る経費はすべて受験料収入で賄っており、国費の支出はない。また、民間活力を活用しつつ、効率的に業務を実施することにより、低額の受験料(5,100円)を維持している。
- ▶ 試験の実施に当たっては、試験会場をすべて民間から借り上げているほか、 試験会場の運営等主要な業務を民間に委託するなど、既に業務の相当部分 を民間に開放している。
- ▶ また、構造改革特別区域制度に基づき、専門学校等の民間講座の修了者に対して一部試験を免除するなど、民間活力活用の観点から、積極的に規制緩和を行ってきている。
- ▶ なお、官民の役割分担を含む情報処理技術者試験の今後のあり方については、産業構造審議会情報経済分科会情報サービス・ソフトウェア小委員会の下に設置された人材育成WG(第1回を今月27日に開催予定)において、今後、検討が行われることとなっている。
- (1) 試験実施に係る調査・企画、試験問題の作成、採点、合格候補者の確定 これらの業務は、試験事務の中核をなすものであり、厳格な適正性及び中立 性が求められることから、国の行政機関等が自ら実施する必要がある(公共サービス改革基本方針)。

なお、試験問題の作成及び採点については、国内における情報技術専門家及び学識経験者等の英知を結集するべく、高度かつ専門的な知見を有する400 名近い民間の試験委員にその業務を委ねており、現状、これと同等の問題作成能力を有する民間組織は存在しない。

(ウ) 試験会場の確保

試験会場の確保については、国の行政機関等が自ら実施する必要はなく(基本方針) また、実施主体の創意工夫を適切に反映させる余地がある(基本方針) しかしながら、厳格な入札手続により透明性・公正性を担保する必要はなく(基本方針) 現実に、IPAの会計規程(別紙4)に定める手続に従って既に一部業務を民間に開放済みである。加えて、現在、地方の支部が実施している業務については、今後、地方支部の一部廃止を含めた抜本的な見直しを進めていく中で、順次、民間に開放する予定である。

なお、現状、試験会場の大半を比較的安価に提供している大学等教育機関は、個別の依頼に応じて受動的に試験会場を提供しているにとどまり、競争入札を行った場合、積極的に応札する意思を有しているところは皆無に近い。このため、今後も、これらの試験会場の確保については、引き続き随意契約とせざるを得ない。(ちなみに、本年9月、人事院において、国家公務員試験の全国の試験会場について公募したところ、応札なしとの結果であった。)

(I) 試験案内(案内書の印刷・発送等) 願書受付

これらの業務については、国の行政機関等が自ら実施する必要はなく(基本方針) また、実施主体の創意工夫を適切に反映させる余地がある(基本方針) しかしながら、厳格な入札手続により透明性・公正性を担保する必要はなく(基本方針) 現実に、IPAの会計規程に定める手続に従って既にすべての業務を民間に開放済みである。

なお、民間開放に当たっては、基本的にすべて競争入札手続を実施している。

(オ) 試験会場の運営

試験会場の運営については、国の行政機関等が自ら実施する必要はなく(基本方針)、また、実施主体の創意工夫を適切に反映させる余地がある(基本方針)。しかしながら、厳格な入札手続により透明性・公正性を担保する必要はなく(基本方針)、現実に、IPAの会計規程に定める手続に従って既に一部業務を民間に開放済みである。さらに、現在、地方の支部が実施している業務については、今後、地方の支部の一部廃止を含めた抜本的な見直しを進めていく中で、順次、民間に開放する予定である。

なお、現在、民間に開放している業務は、商工会議所等に、実費相当による協力ベース(随意契約)で実施してもらっている。(ちなみに、平成17年度、1万人規模の会場及び2千人規模の会場について会場の運営を一括して民間委託したところ、その費用は、IPAが実施した場合に比べて3割程度割高となった。)

ウ 外部資源の活用状況

(ア) 試験問題の作成、採点

委託先、委託形態

IPAの内部規程に基づき、情報技術に係る専門家、学識経験者約390名に委嘱

業務内容

試験問題の作成、採点

業務の財源及び金額

財源は受験料、413,277 千円(17年度)

(イ)試験会場の確保、運営

委託先・委託形態

商工会議所等41団体(別紙5) 請負契約(随意) 会場数ベースで業務全体の約1/3に相当

業務内容

会場確保、会場責任者・試験監督者の確保、会場設営、試験問題の配付、 回収 等

業務の費用の財源及び金額 財源は受験料、63,534 千円(17年度)

(ウ) 試験案内(案内書の印刷・発送等) 願書受付

委託先・委託形態

印刷業者、運送業者、インターネット業者、コンビニ等 業務内容

印刷、配送、ホームページへの掲載、受験料徴収 業務の費用の財源及び金額 財源は受験料、520,562 千円(17年度)

情報処理技術者試験の概要



数字は 2005年度。66 . 4万人の申し込み、7 . 4万人が合格

情報処理技術者試験実施業務フローと実施主体

								 民間に開放している業務
盟 出		案内書・ポスター・チラシ印刷・配布、願書受付 総約 印刷・配送・棟列・受験料収受 理 即刷業者、運送業者、書店、コンビニ等】	<u>監督員確保</u> 折衝 現地確認等	問題用紙等作成 印刷,輸送 即刷業者、運送業者】	会場管理・運営 計談実施 答案回収等 陶工会議所等】			[] 民間に開放
(如)清報処理推進機構(TPA)	<u>受験動向等の調査、出題方針・実施方針の決定</u> 産業界 教育界へのアンケート 情報技術動向等を踏まえた 出題方針の検討 決定	() 原稿作成、契約 () 総結、監理	<u> </u>	事務手続 作成・選定・チェック 民間人、大学教授等】 原稿チェック 製 の締結、監理	会場 試験実施 答案回収等 伎 部】	事務手続探点、試験委員】	会格者チェック、発表 合格者発表、合格証明書発行	
	試験実施に係る調査 企画	試験案内 願書受付	試験会場の確保	試験問題の作成	試験会場の運営	探点	合格候補者の確定	_

民間の英知を活用した業務

PAが自ら行っている業務

組織図

平成 18 年 10 月 1 日現在

(2名) (3名) (2名)

2 名嘱託

IPA 情報処理技術者試験センター

センター長 本部: 37名 支部: 28名 合計:65名 企画グループ 作成グループ 調査グループ 実施グループ (5名) (5名) (9名) (17名) 広報・財務・シス 問題の作成・採点 各種調査 願書の受付 テム管理など 海外展開 試験の実施 特区 試験の実施 支 部 北海道 東北 関東 (2名) (2名) (8名) 願書の配布 内 1 名派遣 会場・監督員の確保 中 部 近畿 中国 (3名) (4名) (2名) 内1名派遣 四 国 九 州 沖縄

独立行政法人情報処理推進機構会計規程(抜粋)

平成16年1月5日 2003情総第9号

第5章 契約

(予定価格の設定)

第29条 機構は、契約を締結しようとするときは、あらかじめ、当該契約に係る予定価格を定めなければならない。ただし、契約金額の少額のもの又は契約の性質上予定価格を設ける必要がないと認めるものについて随意契約による場合は、これを省略することができる。

(一般競争契約)

第30条 機構は、売買、貸借、委託、請負その他の契約を締結する場合においては、次条及び第33条に定めるところにより指名競争契約又は随意契約の方法による場合を除き、一般に公告して競争に付さなければならない。

(指名競争契約の要件)

- 第31条 機構は、次の各号の一に掲げる場合においては指名競争に付すことができる。
 - 契約の性質又は目的により競争に加わるものが少数で一般競争に付する必要がないとき。
 - 二 一般競争に付することが不利であると認められるとき。
 - 三 前2号に規定するもののほか、事業運営上必要があるものであって、別に定めるとき。

(落札者の決定)

第32条 機構は、前2条の規定により競争入札に付したときは、当該契約の目的に従い、予定価格の範囲内において原則として購入等にあっては最低の価格、売却等にあっては最高の価格による入札者に落札するものとする。

(随意契約の要件)

- 第33条機構は、次の各号の一に掲げる場合においては、随意契約によることができる。
 - 契約の性質又は目的により契約の相手方が特定しているため、その者と契約を締結しなければその目的が達せられないとき。
 - 二 緊急を要する場合で、競争に付す暇がないとき。
 - 三 競争に付することが不利であると認められるとき。
 - 四 競争に付しても入札者がないとき又は再度の入札に付しても落札者がないとき。
 - 五 前各号に定めるもののほか、事業運営上必要があるものであって、別に定めるとき。

(見積書)

- 第34条 随意契約による場合には、原則として、2人以上の者から見積書を徴さなければならない。
- 2 契約金額が1万円を超えない契約又は慣習上見積書の作成を要しないと認められる契約については、見積書の徴取を省略することができる。

(保証金)

第35条 機構は、競争に加わろうとする者から入札保証金を、契約を締結する者から契約保証金

を収めさせなければならない。ただし、その必要がないと認める場合においては、入札保証金又は契約保証金の全部又は一部を免除することができる。

(契約書の作成)

第36条 機構は、契約を締結しようとするときは、契約書を作成しなければならない。ただし、 別に定める軽易な事項については、契約書の作成を省略し、請書、見積書、請求書等契約の事実 を明らかにする書類をもってこれに代えることができる。

(検査)

第37条 機構は、契約の相手方がその履行を完了したときは、その履行の結果を別に定めるところに従い、検査しなければならない。

附 則

この規程は、平成16年1月5日から実施する。

79.47	能広土田3参田9-1 時で総済ナンクーアニ5冊	100	函館市若松町15-7-61	育森市橋本2-2-17	盛岡市内丸14-8	秋田市旭北錦町1-47	三	都山市清水台1-3-8	水戸市城南1-5-11 CJE 1/4階		栃木県塩谷群高根沢町宝積寺2034-14 情報の森とちぎシステムソリューションセンター内	前橋市小屋原町1098-1	新潟市万代島5-1 万代島ビル7階	長岡市坂之上町2-1-1	長野市南県町1035-15	甲府市大津町2192-8 アイバットロ1型3階		11_	1=	■極端花用町石塚49-1	吃食市務用面約-14-59 标度倒属足等力 A.1.全位 19股 社员自由小人类团体中中心中		福井市川合覧場町61 福井県工業技術が、4一内	14	<u> </u>	展 相傳於了古母女町55-4	四七十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	広島県福山市西町2−10−1	山口市熊野町1-10 ニューメディアプラザ11口10階	徳島経済	松山市大手町2-5-7	新居浜市一宮町2-4-8	喜知市布師田39922	北九州市小倉北区紺屋町13-1 毎日会館内		長崎市桜町4−1	熊本県上益城郡益城町田原2081-28 熊本ソフトウュア株式会社内	大分市東春日町17-20 ソフトパークセンタードル内	宮崎県宮崎郡佐土原町大字東上那珂16500-2 宮崎子クノリサーチバーウ内	E児島県産業会館内	
一世然更加	_	Τ_			020-023	010-0923	990-8501	963-8691	310-0803	300-0034	_	379-2121 南	950-8711	940-0065	380-088	400-0055 F	420-0853 青	930-0004	_	-		_	╙	1	╢	_	1	_	753-0077 II	770-0902 復	790-067	792-0025 兼	781-5101 屠	802-8522	849-0932	850-0031 B	861-2202 前	-	8800303 注	892-0821 康	900-0033
压名	一批 臨职		高野 洋瀬	سنداا	鈴木 宏延	渡邊 靖彦		大高 善兵衛	伊藤 吉宣		片岡 泰三	山崎 秀冠	上原 明	田村巖	倉石 純雄	山本 栄顔	1	高黎 幸—	1	横井功	宮地 正債	1	進藤 哲次		H	和田 敏文		皿谷 邦彦	三浦 勇一	神野 俊	大亀 孝裕	王 延	北添 英矩		古川 康	ł	關功	盟三	识额	ĐΑ	仲井真 弘多
役職	公 頭	会頭	会頭	会頭	会展			会頭		会長		斁			шX	理事長	会長		歌	副会頭兼專務理事 ;	- 登		Γ		車務理事			専務理事	理事長				理專長		理事長	会頭	设社長			長	会頭
試驗地	帯広商工会議所	- 1	函館 函館商工会議所			7	\neg	郡山商工会議所	社団法人 茨城県情報サービス産業	杜団法人	Int:	Т	7	長岡商工会議所	財団法人	\neg	静岡県中/		杜団法人:	豊橋 豊橋商工会議所	岐阜 社団法人 岐阜県情報産業協会	四日市商工会議所	社団法人 福井県情報システム工業会		鳥取商工会議所	松江商工会議所	\neg	福山南工	H	財団法人 とくしま産業振興機構		f 新居浜商工会議所	財団法人 高知県産業振興センター	北九州商工会議所	財団法人 佐賀県地域産業支援センケー	長崎商工会議所	熊本ソフトウェア株式会社	財団法人 大分県産業創造機構	財団法人 宮崎県産業支援財団	5 財団法人 かごしま産業支援セッター	

情報処理技術者試験の収支状況

損益計算書

(平成17年4月1日~平成18年3月31日) 試験勘定

(単位:円)

		(単位:円)
科 目	金額	
科 目 経常費費 業務件 業務件 当 賞子 を	金 額 177,666,696 55,283 22,651,625 9,633,945 210,007,549 489,736,829 97,498,771 191,315,198 499,281,814 382,990,482 296,408,359 168,617,657 2,125,849,110 4,730,490 216,847,230 49,896,957 20,182,513 37,408,576	2,335,856,659
退職給付費用 その他 経費 賃借料 修繕維持費 減価償却費 事業管理費 租税公課 引越費用	22,435,600 20,713,875 372,215,241 165,081,866 133,446,870 7,916,484 27,856,390 54,010,963 31,942,983	000 004 054
その他 経常費用合計 経常収益 業務収入 試験手数料収入 資産見返寄附金戻入	93,793,854 514,049,410	886,264,651 3,222,121,310 3,390,945,400 7,916,484
財務収益 受取利息 有価証券利息 雑益 証明書発行手数料 その他雑益	64,481 86,148 2,424,800 860,650	150,629 3,285,450
経常収益合計	300,900	3,402,297,963
経常利益		180,176,653
臨時損失 固定資産除却損 過年度消費税加算金	7,345,167 1,579,134	8,924,301
税引前当期純利益 法人税、住民税及び事業税 過年度還付法人税等 当期純利益	10,207,087 △ 226,181,400	171,252,352 △ 215,974,313 387,226,665
当期総利益		387,226,665